平成２１年（フ）第７５１号
広島市安佐南区長束西４丁目10番33号
債務者　谷村みち子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８３１号
広島市安佐南区東原２丁目14番40―109号
債務者　森　　信宏
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１００５号
広島市安佐南区上安５丁目３番16―505号
債務者　小坂　　薫
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第６５２号
福岡市早良区小田部５丁目７番28―105号
債務者　宮本　一徳
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第６５３号
福岡市早良区小田部５丁目７番28―105号
債務者　宮本　幸枝
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第４０３号
鹿児島県鹿児島市谷山中央７丁目５番19号
債務者　鬼塚しのぶ
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第７３号
鹿児島県薩摩川内市高城町2317番地１　ローズヒル201号
債務者　佐伯　豪男
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第７４号
鹿児島県薩摩川内市宮内町2350番地宮下住宅９号棟36号室
債務者　山下ひさ子（旧姓有馬）
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第７７号
鹿児島県薩摩川内市中村町8051番地１　角虎三郎方
債務者　内之倉美和
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第８０号
鹿児島県薩摩川内市矢倉町4356番地１
債務者　有馬　洋滿
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第８４号
鹿児島県出水市平和町110番地１グランシード平和Ｂ棟201号
債務者　田中都々子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第８８号
鹿児島県薩摩川内市西開聞町20番６号　かいもんハイツ103号
債務者　鮫島カツ子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第９１号
鹿児島県薩摩川内市五代町3007番地２　県営五代団地６号棟402
債務者　阿久根美紀
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第９７号
北海道積丹郡積丹町大字美国町字美良波203番地６
債務者　徳保　礼子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第１２４号
北海道小樽市緑２丁目20番６号　シティコート101号室、前住所北海道小樽市桜２丁目８番11号
債務者　築舘　和宏
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第１９３号
佐賀県佐賀市神園３丁目３番５号
債務者　座木　芳枝
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２００号
佐賀県佐賀市大和町大字八反原67番地
債務者　重松　直史
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係